

# 鳴門わかめ認証事業推進協議会 設置要綱

## (設置)

第1条 徳島県鳴門わかめ認証制度の普及・定着を図り、鳴門わかめの生産・流通・消費を一層拡大するため、鳴門わかめ認証事業推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 徳島県鳴門わかめ認証制度の普及推進に関すること。
- (2) 鳴門わかめ認証商品の販路拡大の支援に関すること。
- (3) 鳴門わかめのブランド力の向上、コンプライアンスの推進に関すること。
- (4) その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了となったとき、委員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

## (会長)

第4条 協議会の会長は副知事が務める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務を処理させるため、徳島県商工労働観光部商工政策課及び徳島県農林水産部水産振興課に事務局を置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条第1項関係)

区分	氏名	所属等
行政	熊谷 幸三	徳島県副知事 【会長】
	広瀬 高	鳴門市経済建設部経済局長
生産	福山 徳	鳴門市水産振興協議会 会長(里浦漁協 組合長)
	東條 彰人	徳島県漁協青壮年部連合会 会長(鳴門町漁協)
	佐野 常美	福村漁協 女性部長
加工	中岸 敏昭	鳴門わかめ協議会 会長(鳴門商工会議所会頭)
	後藤 弘樹	鳴門わかめ認定業者連絡会議 会長
	東 照男	有限会社東海産 代表取締役
流通	齋藤 尚武	徳島県物産協会 会長
	森本 尚子	株式会社キョーエイ 食品事業部食品副部長
	華岡 稔治	徳島県生活協同組合連合会 店舗事業部部長
	広瀬 真也	イオンリテール株式会社中四国カンパニー 水産バイヤー
消費	山本 喜代子	徳島県消費者協会 常務理事
学識	大森 千夏	弁護士
	岡 直宏	徳島大学生物資源産業学部 講師
	副島 久実	独立行政法人水産大学校 講師

【事務局】

氏名	所属等
上田 輝明	徳島県商工労働観光部商工政策課長
来島 努	徳島県農林水産部水産振興課長

【オブザーバー】

氏名	所属等
山根 泰典	徳島県危機管理部安全衛生課長